

商人間の売買において売主が目的物の引渡しに際し当該目的物に瑕疵が存在するのを知らなかったことにつき重過失がある場合は商法 526 条 3 項の悪意の場合と同視できるとし売主の損害賠償責任を認容した事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和4年12月8日
【事件番号】 令和4年（ネ）第1694号
【事件名】 損害賠償請求控訴事件
【裁判結果】 変更（確定）
【参照法令】 商法 526 条、民法 562 条・563 条・564 条・566 条
【掲載誌】 判タ 1521 号 131 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25620539

青山学院大学教授 山下典孝

事実の概要

本件は、衣服の製造加工等を業とするX株式会社（一審原告、控訴人兼被控訴人、以下「X社」という）は、他社に対して納入する従業員用ユニフォームに縫い付けるためのバーコードネーム（ユニフォームの従業員別識別管理のためのバーコード、識別番号数字、縫付け対象衣類の品目・サイズ等が印刷された布製ラベル。以下、単に「バーコードネーム」という）をY株式会社（一審被告、被控訴人兼控訴人、以下「Y社」という）に注文したところ、Y社が誤ったバーコードが印刷されているバーコードネームを納入したため損害が発生したとして、X社がY社に対してその賠償を求めた事案である。

X社は、(1) 主位的に、①債務不履行に基づく損害賠償として、令和元年12月17日までに縫付けがされたユニフォームに係る営業損害額である3741万7896円等の支払および、②不法行為に基づく損害賠償として、令和元年12月17日より後に縫付けがされたユニフォームに係る営業損害額である4653万7381円等の支払を、(2) 予備的に、債務不履行に基づく損害賠償として、縫付けがされたユニフォームの営業損害額である8395万5276円等の支払を、それぞれ求めた。

原審（東京地判令4・3・25LEX/DB25604255）は、①本件には商法526条が適用される、②本件瑕疵は、商法526条2項にいう「直ちに発見する

ことができない瑕疵」に該当する、③買主が通知を発することと売主の悪意とは等価値であると解するのが合理的であり、買主が目的物を受領してから6か月間およびその後通知を発するに必要な期間が経過する前に、売主において目的物に瑕疵があることを知った（悪意となった）ときには、商法526条の売主保護規定の適用は排除され、買主は瑕疵について損害賠償等の請求をすることができることと解するのが相当である、④被用者の悪意は法人の悪意となるというべきであり、上記の経緯に照らすと、買主であるX社が本件納入物を受領してから6か月以内に、売主であるY社において本件納入物に瑕疵があることを知った（悪意となった）といえ、その結果、商法526条の売主保護規定の適用は排除され、買主であるX社は、本件瑕疵について売主であるY社に対して損害賠償等の請求をすることができることとなるというべきである、として、過失相殺を行った上で、X社の損害賠償請求の一部を認容した（原審では売主の重過失を悪意と同視できるかの判断は行っていない）。そこで、Y社は原判決を不服とし、X社の請求の棄却を求めて控訴し、X社も過失相殺を認めた原判決を不服として控訴したのが本件である。

判決の判旨

「商法526条2項は、商人間の売買において、

買主は、同条1項の検査により売買の目的物に瑕疵があることを発見したとき、又は、売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が6か月以内にその瑕疵を発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その瑕疵を理由として損害賠償請求をすることができない旨を定めている。これは商取引における迅速性の要請に応えるとともに売主の保護を図る趣旨に出たものと解される場所であるが、これを買主の側からみれば瑕疵が直ちに発見することができないものであったとしても6か月の経過という事実によって売主に対する損害賠償請求を一切認めないとするものであるから、買主にとって酷ともいえる結果をもたらす場合があり得ることは否定し難い。商法526条3項が悪意の売主には同条2項の売主保護規定を適用しない旨定めているのは、かかる事情も考慮しつつ、自己の債務が履行済みであるとの売主の信頼は保護する必要があるが、悪意の売主にはかかる保護を与える必要がないとの判断に基づき、売主と買主の間の適切な利益衡量を図ろうとしたものと解される。」

「取引の場面において善意ではあるが重過失がある場合を悪意に準じるものとして解すべきとする判例はこれまでも存在していた（商取引に関するものとして、最高裁昭和38年（オ）第236号同41年1月27日第一小法廷判決・民集20巻1号111頁、最高裁昭和52年（オ）第106号同年10月14日第二小法廷判決・民集31巻6号825頁、最高裁昭和60年（オ）第1300号平成2年2月22日第一小法廷判決・裁判集民事159号169頁など）。そして、売主の担保責任についてみると、いわゆる債権法改正により改められた民法の担保責任の規定においては、目的物が契約内容に不適合であることにつき引渡時に悪意又は重過失であった売主には担保責任の期間制限規定が適用されないとされており（民法566条）、改正法には入らなかったものの、債権法改正時の中間試案において示されていた事業者である買主の検査・通知義務に係る規定案においても、同様に悪意又は重過失の売主には担保責任の期間制限規定が適用されないとされていたものであって、これらの規定（又は規定案）の背景となる利益衡量は、商法526条3項の解釈においても参考とし得るものである。既にみたとおり、商法526条

3項が悪意の売主に同条2項の売主保護規定を適用しない旨定めているのは、かかる売主には自己の債務が履行済みであるとの売主の信頼を保護する必要がないとの趣旨に出たものと解される場所、同項の規定により買主に酷ともいえる結果が生じる場合があり得ることも踏まえると、保護されるべき売主の信頼は正当なものであることが求められるというべきであり、瑕疵の存在を知らないことにつき売主に重過失があるときには、悪意の場合と同視し、売主は同項により保護されないものと解するのが相当である。このように解した場合、その限りにおいて商取引の迅速性の要請に一定の譲歩を求めることにはなるものの、売主に重過失がある場合に限ってかかる解釈を採ることは同条の骨格自体を変更するものではなく、それにより同条の趣旨を没却することになるとは解されない。」

判例の解説

一 本判決¹⁾の意義

平成29年改正前（平成29年法律第45号による改正前）商法526条1項および2項は、商人間の売買において、その目的物に隠れた瑕疵または数量不足があった場合に、民法上の権利として、契約を解除し、または損害賠償もしくは代金の減額の請求をするための前提要件を定めたものと解されていた²⁾。平成29年改正（平成29年法律第44号による改正）民法によって、「売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと」と改められ、買主の追完請求権（民法526条）、買主の代金減額請求権（民法527条）、買主の損害賠償請求および解除権の行使（民法528条）と整理されることとなった³⁾。平成29年改正商法526条1項および2項は、これら民法上の買主に認められる権利行使のための前提要件と解されることは従前と同様である⁴⁾。売買の目的物に隠れた瑕疵等があった場合、これらについて善意の買主はその事実を知ってから1年間、上記の民法上の権利を行使できるとされていた（平成29年改正前民法570条、566条・565条・563条・564条）⁵⁾。

これらの民法の一般原則によれば、①目的物受領後も買主が瑕疵を知らない限り権利は存続し、知ったときからなお1年間はこれらの権利行使が

できるので、売主は長期間不安定な状態に置かれることになり、取引に関する法律関係の迅速な確定を要する商事売買について適当ではないこと、②長期間経過後に瑕疵担保責任を追及された場合、引渡当時の目的物に瑕疵があったか否かを売主が調査することが困難となるばかりではなく、売主が自己の仕入先と交渉することや、契約解除によって返還を受けた目的物を転売することが困難になること、③買主は、民法で認められた期間内であれば、自己に有利な時点で民法上の権利を行使できることから、売主の危険において投機を行うことが可能となること、④商人間の売買においては、買主が専門家であること、を踏まえ、買主に検査・通知義務を課し、それを怠ったときは民法上の権利を行使できないこととし、さらに直ちに発見できない瑕疵については、受領後6か月経過後は同様に権利行使できないこととして、売主の保護を図ることとされていた⁶⁾。

平成29年改正前商法526条1項および2項の買主は検査・通知義務は、3項において売主がその瑕疵または数量の不足につき悪意であった場合には、適用しないとされていた。売主が悪意の場合には、売主保護は必要ないと解されることにある⁷⁾。本判決は、売主に重大な過失があった場合にも、悪意と同視し買主の検査・通知義務の適用がないことを言及した高裁レベルの裁判例として重要な意義を有するものである。

二 買主の検査・通知義務の立法趣旨

本判決は、商法526条1項および2項の買主に検査通知義務を課している趣旨に関して、「これは商取引における迅速性の要請に応えるとともに売主の保護を図る趣旨に出たものと解されることであるが、これを買主の側からみれば瑕疵が直ちに発見することができないものであったとしても6か月の経過という事実によって売主に対する損害賠償請求を一切認めないとするものであるから、買主にとって酷ともいえる結果をもたらす場合があり得ることは否定し難い。」と判示する。商法526条2項後段の6か月の期間内に隠れた瑕疵を発見して直ちにその旨の通知を発しなければ買主は売主に対し権利行使ができないものと解されている⁸⁾。そのため、商人間でもこの規定は酷であるとする指摘や⁹⁾、立法論して改正すべきなどの指摘もされてきた¹⁰⁾。

三 売主の悪意

売主の悪意については、多数説は、目的物の引渡時に売主が目的物に隠れた瑕疵または数量不足を知っていることと解する¹¹⁾。これに加え、売主が悪意であれば、買主は通知を発しなくても権利行使することができることになり、売主の悪意と買主が通知を発することは、いわば等価関係であり、さらに買主の通知は、相当期間内に発すれば足りると解されている点を踏まえて、売主が悪意になったのが当該相当期間内であれば、買主が通知を発しない場合でも権利行使が認められるものと解する見解もある¹²⁾。原審判決は、売主の悪意の認定時期を相当期間内まで含める解釈を採用している。この立場に関しては、検査通知義務を履行した買主保護を趣旨とする商法526条2項の下で同義務を履行した場合と単に売主が悪意になった場合とを等価値と評価することの当否、判例や従前の多数説では同条3項の売主の悪意は引渡時点と解してきたこと¹³⁾、との関係で議論の余地がある点が指摘されていた¹⁴⁾。本判決は売主の悪意の認定は言及せず、売主の重過失を認定する方法をとっている。

四 売主の重過失

本判決は、①取引の場面において善意ではあるが重過失がある場合を悪意に準じるものとして解すべきとする判例はこれまでも存在していたこと、②平成29年民法改正566条および債権法改正時の中間試案で示された事業者である買主の検査・通知義務に係る規定案の内容および審議内容、③商法526条3項の趣旨が、悪意の売主には自己の債務が履行済みであるとの売主の信頼を保護する必要がないとの趣旨に出たものと解され、同項の規定により買主に酷ともいえる結果が生じる場合があり得ること、を踏まえ、保護されるべき売主の信頼は正当なものであることが求められるというべきであり、瑕疵の存在を知らないことにつき売主に重過失があるときには、悪意の場合と同視し、売主は同項により保護されないものと解するのが相当である、とする。その上で、このように解した場合、その限りにおいて商取引の迅速性の要請に一定の譲歩を求めることにはなるが、売主に重過失がある場合に限ってかかる解釈を採ることは同条の骨格自体を変更するものではなく、それにより同条の趣旨を没却することになる

とは解されない、とする。

本判決は平成 29 年改正民法 566 条 1 項ただし書が売主の悪意または重過失を買主の通知義務の解除要件としている点を理由として挙げている。学説では、売主の悪意には重過失も含まれると解する見解が示されていたが¹⁵⁾、他方で商法 526 条も平成 29 年民法改正と同時に民法の責任規定と平仄を合わせるものと改正された経緯を踏まえて、商法 526 条 3 項の場合は文字通り「悪意」に限られると解するのが自然であるという見解¹⁶⁾も示されている。

本判決が①の理由として、具体的に示された平成 17 年改正前（平成 17 年法律 87 号による改正前）商法 23 条、262 条、43 条 2 項、38 条 3 項に係る各最高裁判例を踏まえ現行の商法 14 条・会社法 9 条、354 条、商法 25 条 2 項・会社法 14 条 2 項、商法 21 条 3 項・会社法 11 条 3 項に至る改正において重過失の場合を明確に示しているわけではなく、従前の判例法理に基づく解釈が踏襲されることとなっている。その点を踏まえれば、解釈によって重過失も悪意と同一に取り扱うことが文言上許されないとまではいえない。また平成 29 年改正民法 566 条の趣旨を商法 526 条の通知義務の規律の趣旨とパラレルに捉える見解もあるとの指摘がなされてもいる¹⁷⁾。商法 526 条 2 項の買主の通知義務の期間を踏まえた合理的解釈の必要性という観点を踏まえれば¹⁸⁾、保護されるべき売主の保護の範囲について、重過失の場合も悪意と同視するとする解釈について一定の合理性があると考えられる。

五 平成 29 年改正商法 526 条の解釈

本判決は平成 29 年改正前商法 526 条に関する事案である。平成 29 年改正商法 526 条において、その立法趣旨は変更されたものではないことから、平成 29 年改正商法 526 条においても本判決が示された解釈が成り立つことになる。

●—注

- 1) 本件の先行研究として、石毛和夫「判批」銀法 916 号（2024 年）63 頁がある。
- 2) 最二小判昭 29・1・22 民集 8 卷 1 号 198 頁（LEX/DB27003223）、最三小判平 4・10・20 民集 46 卷 7 号 1129 頁（LEX/DB27813262）、平出慶道『商行為法〔第 2 版〕』（青林書院、1989 年）239 頁等。
- 3) 平成 29 年改正前民法では、目的物に隠れた瑕疵があっ

た場合には、買主は、契約解除または損害賠償の請求しか認められていなかったことから（平成 29 年改正前民法 570 条、566 条 1 項）、平成 29 年改正前商法 566 条の解釈においても、代金の減額請求は認められないものと解されていた（前掲最二小判昭 29・1・22）。

- 4) 青竹正一『商法総則・商行為法〔第 4 版〕』（信山社、2024 年）219 頁、北村雅史編『スタンダード商法 I 商法総則・商行為法〔第 2 版〕』（法律文化社、2022 年）130 頁〔行澤一人〕等。
- 5) 平成 29 年改正民法 566 条では、売主が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときを除き、買主がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない、とされた。
- 6) 服部榮三＝星川長七編『別冊法学セミナー 147 号』基本法コンメンタール商法総則・商行為法〔第 4 版〕（日本評論社、1997 年）114 頁〔実方兼二〕、平出・前掲注 2）225～226 頁、江頭憲治郎『商取引法〔第 9 版〕』（弘文堂、2022 年）29～30 頁。
- 7) 青竹・前掲注 4）219 頁、北村・前掲注 4）130 頁〔行澤〕。
- 8) 最三小判昭 47・1・25 判時 662 号 85 頁（LEX/DB27403796）、平出・前掲注 2）236 頁、江頭・前掲注 6）34 頁。
- 9) 柚木馨「売主かし担保責任の研究（12・完）」民商 48 卷 5 号（1963 年）699 頁、青竹・前掲注 4）225 頁、江頭・前掲注 6）34 頁。
- 10) 中東正文「商人間の売買における買主の検査通知義務」浜田道代ほか編『現代取引法』（税務経理協会、1998 年）78 頁、清水真希子＝高橋美加編『商法総則・商行為法の現在』（有斐閣、2024 年）119 頁〔遠藤元一〕等。
- 11) 平出・前掲注 2）229 頁、青竹・前掲注 4）219 頁。
- 12) 司法研修所編『増補民事訴訟における要件事実第一巻』（法曹界、1986 年）191 頁、大江忠『要件事実商法（1）総則・商行為 I〔第 4 版〕』（第一法規、2019 年）364～365 頁。
- 13) 大判昭 16・6・14 判決全集 8 輯 22 号 6 頁（LEX/DB27547185）、平出・前掲注 2）229 頁、服部＝星川・前掲注 6）115 頁〔実方〕等。
- 14) 「解説」判タ 1521 号（2024 年）131 頁。
- 15) 石原全「買主の責問義務に関する一考察」判タ 635 号（1987 年）24 頁。
- 16) 北村・前掲注 4）130～131 頁〔行澤〕。
- 17) 清水＝高橋・前掲注 10）117～118 頁〔遠藤〕参照。
- 18) 「解説」判タ 1521 号（2024 年）132 頁参照。